

平成15年第8回海田町議会臨時会（第1日）

平成15年9月24日（水）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	3
日程第2	会期の決定について……………	3
日程第3	第38議案 工事請負契約の締結について（海田総合公園駐車場新設 工事）……………	4
日程第4	第39議案 工事請負契約の締結について（（仮称）海田町福祉セン ター新築工事）……………	2 4
日程第5	第40議案 工事請負契約の締結について（（仮称）海田町福祉セン ター新築機械設備工事）……………	2 4
日程第6	第41議案 工事請負契約の締結について（（仮称）海田町福祉セン ター新築電気設備工事）……………	2 4
日程第7	議員派遣の件……………	4 5
	（閉 会）……………	4 5

17番 中岡長一

18番 国岡光明

19番 加藤公

20番 河野道昭

7. 欠席議員(1名)

7番 堀間禎子

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	加藤	天
助	役	松岡	修士
収入	役	正木	洋
企画部長		中野	潔
総務部長		上條	正弘
福祉保健部長		富田	征
建設部長		池乃本	和弘
参事(福祉保健担当)		因幡	忠志
企画課長		永海	房雄
財政課長		内田	和彦
高齢福祉課長		青木	基秀
建設課長		児玉	正克
都市整備課長		朝倉	登司雄
都市整備課主幹		奥田	哲由
建設課係長		石田	一成
建設課主査		柴田	裕史

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長		園山	純
主査		濱吉	計守
主査		中下	義博

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第38号議案 工事請負契約の締結について（海田総合公園駐車場新設工事）

日程第4 第39号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）海田町福祉センター新築工事）

日程第5 第40号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）海田町福祉センター新築機械設備工事）

日程第6 第41号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）海田町福祉センター新築電気設備工事）

日程第7 議員派遣の件

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は18名でございます。定足数に達しておりますので、平成15年第8回海田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第7に至る議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（河野）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、1番、岡田君、2番、西田君を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（河野）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。休憩は、入り次第ということで。

~~~~~〇~~~~~

午前9時01分 休憩

午前9時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き、本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は、本日1日と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第3、第38号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。足元の悪い中、大変ご苦勞に存じます。

本日は、工事請負契約の締結によつての議案4件を提出させていただいておりますので、よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

それでは、第38号議案、工事請負契約の締結について。東海田字蟻ヶ原地内において施工する海田総合公園駐車場新設工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第38号議案につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田総合公園駐車場新設工事でございます。工事場所は海田町東海田字蟻ヶ原地内、請負金額7,350万円でございます。請負者は希望建設有限会社海田営業所、所長、影戸勇でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成16年2月27日まででございます。なお、入札結果につきましては資料1の方をご参照お願ひいたします。工事内容につきましては担当課の方よりご説明をいたします。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）それでは、海田総合公園駐車場新設工事の概要について、資料の2の工事箇所図でご説明申し上げます。ご用意いただきたいと思います。

1ページめくっていただきまして、平面図及び次のページに標準断面図をご覧いただきたいと思ひます。この工事は、現有の駐車場が130台で、土、日、祝日には慢性的な駐車場不足となっていることから、総合公園の第1期分の入り口付近に、敷地面積約3,000平方メートルの駐車場を整備しようとするものでございます。

駐車台数は、下段が41台、中段が31台、上段が28台の合計で100台の駐車場を整備しよ

うとするものでございます。駐車区画は幅が2.5メートル、奥行きが5.5メートルで、通路は6メートルとしております。工事内容は、現在の地形を利用した形で3分割し、階段状に整備しようとするもので、各段の段差は3メートルとし、L型擁壁の高さが1.75メートルから4メートルと重力式擁壁で、段差部及び周辺を囲む形としております。L型擁壁の延長は175メートルで、景観に配慮して化粧型枠を使用することにしております。

また、駐車場入り口に、修景擁壁として第1期工事内で発生した石材を利用した石積み擁壁を58平方メートル施工し、その中にツツジ、コクチナシの植栽を施すこととしております。西側下段下になりますけれども、ここにごございます杉、ヒノキが植わっておりますが、これらは伐採せず、自然環境そのまま残すなど、景観、自然環境に配慮して施工することにいたしております。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡ですが、これが、先般の談合問題を含めて今日まで議決がおくれたというふうに判断をしておるんですが、ここに書いてあります請負者の希望建設、海田営業所、その資本金、従業員の数、それ1点ほどお願いします。

それから、次に、最低価格というのが、今新聞紙上なんかでも広島市なんかはっきり公表してからやってあるんですが、最低価格がわかればそれをお願いしたいと思います。

それと、先般の談合事件ということで、一応新聞が取り上げていろいろあって、公取と警察に届けてやっておられるというふうな説明を受けておるんですが、それ以後、警察、公取からどういうふうな反応と申しますか、指示か回答があったかということについて、3点ほどひとつお願いします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）まず1点目の、希望建設の資本金につきましては、4,600万でございます。それから、従業員の数でございますが、広島県に出しております経営審査事項の結果通知によりますと、建設業に従事する職員の数は6人でございます。それから、最低制限価格の関係でございますが、最低制限価格につきましては、予定価格の75%以上としますので、予定価格を公表しておりませんので、額については公表できません。

それから、公取、あと警察への情報提供している上での現在までの状況でございますが、現在までその進捗状況とか結果については何の報告もございません。以上でございます。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）続いてお尋ねしますが、最低価格の何が公表できんということは、今現在公共事業で広島市なんかやっておることは、全部最低価格は公表しながら入札をしておるといことなんですが、海田町の場合は、それはしないというふうに判断していいんですね。

それから、公取、警察の問題に何もなかったということなんですが、私がちょっと調べた資料の中には、9月11日にもう財政課の方から落札者の決定というのを各業者へ出しておられるんです、町長名で。ということは、これははっきり言いますと、9月11日、9月1日の入札執行に、建設工事につきましては次の者を落札者といたしますということをはっきり出しておられるんです。ということは、それから議会も9月議会があった中で、非常に臨時まで開いてせにゃいけんほど決断といいますか、はっきりしなかったというふうに思うんですが、何かそこに理由が、意図があったかということをお願いします。

それと、今まで希望建設さんは、我々ちょっと今覚えている範囲では、議会認定を受ける仕事を海田町でされた経緯がないというふうに思うんですが、その点についてお願いします。

それともう1点、今新聞でもいろいろあるんですが、丸投げというひとつの業界のいろんな話があるんですが、それらの徹底管理としまして、どういうふうな海田町は取り組みをしておるか。以上、お願いします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）まず1点目の、落札者の決定につきましては、当然ながら町といたしまして、談合情報があったわけなんですが、それについていろいろ事情聴取、あるいは工事請負等の点検、チェック等をした結果、何ら談合が行われていたとの事実関係の認定ができなかったということで決定をし、仮契約を行い、今日の本会議の方でお願いするものでございます。おくれた意図的なものというのにはございませんし、その間においていろいろ調査等する時間がかかったということでございます。

それから、希望建設の過去の工事契約等の状況でございますけど、過去におきまして、今年度につきましては、大きなのは1件2,000万円程度、昨年度、14年度につきましては、一番大きな額で4,500万余りの工事の契約を行っております。以上でございます。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）丸投げ関係のご質問でございますけれども、当然150万以上の下請につきましては、下請届を出していただくとともに、主任監督あるいは総括監督を挙げて、指導、監督に当たっていくという体制をとっていくことにしております。

○議長（河野）ほかに。桑原君。

○4番（桑原）3点ばかりお願いします。

まずは、1点は、平面図の中で素朴な質問ですけども、擁壁の工法が3通りになっています。それで、各々の工法を採用された理由といたしますか、それがまず第1点。

それから、第2点は、これらの工法についてコスト比較ができるのかどうか、単位当たりの。それがどのくらい差があるのかどうかわかれば。

それから、3つ目は、この工事の日程管理です。来年の2月27日までというんですけど、これは擁壁工法の各々における工程管理といたしますか、日程管理といたしますか、その辺はどのようになっているのか、お願いします。

○議長（河野）都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（奥田）お答えします。

まず、工法の決定ですが、この敷地に限りがありますので、この図面のような前が直になった擁壁、これはコンクリート二次製品ですが、敷地を有効に使うという形でこういう工法を採用しております。

次に、コスト縮減ですが、こういう工法は、二次製品を使う場合とコンクリートでやる場合があるんですが、これは工法比較をしまして、単価を算出しまして、こちらの方が安いと。それと、もう一つ、二次製品を持ってきた方が工期的にも早いと、そういう2つの利点でこの工法を採用しております。

それと、工程管理ですが、業者が決まりましたら工程表を提出させてもらいまして、その中で最短の工程、また安全面も管理して工程を詰めていく予定としております。以上です。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）工程管理というんですか、日程の組み方、これは一度に重力、L型、石積みと、これは同時に皆一斉にかかるのかどうか。

それと、例えばL型が続いて、南側ですか、L型と重力式とそれからまたL型というふうに、この重力式は真ん中に入っていますね。同じような工法であればよりコスト的に安くできるんでしょうけども、その辺の事情はどうなんですか。

○議長（河野）都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（奥田）お答えします。

まず、工程管理ですが、業者が工程表を出してくるんですが、基本的にはこの3段になっていますから、班編成を3分割して、同時に3段が着工できるような方法を今考えております。ただ、いろいろ機械の置き場所とかいろんな作業ヤードの関係がありますから、それらの詳細については業者が正式に決定次第、検討してまいりたいと思います。

それと、重力式とL型様式のわけですが、基本的には擁壁の高さが高くなるとL型擁壁というのを採用しております。それで、重力式擁壁は、これは道路の路肩の分ですが、割と高さが低いです。それと、高さの調整とかカーブの関係で、こういう現場打ちの重力式擁壁を採用しております。以上です。

○議長（河野）ほかにございませんか。崎本君。

○10番（崎本）予定価格のことでちょっと聞いてみます。

今、公表はできないと言われましたが、ほんじゃ、個人情報の情報公開の分で持ち込めばそれができるか、第1点目はそれと。第2点目は、私は現場のこの予算委員会か何かの説明会のときに、埋め土をして一枚の駐車場をつくるという案を私は聞いたような記憶がありますが、なぜこれを変更して3枚にされたか、ちょっとこの2点ほどお願いします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）予定価格の公表について、公文書公開条例に則った公開ができるかというご質問でございますけど、これにつきましても、予定価格公表はしないということを決めておりますので、これについて公開でもって請求を受けても、公表は現段階はできません。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）この計画そのものを検討する段階で、確かに平面的なものも経済性を含めて検討をいたしました。その説明をいたしましたものですがけれども、土量の関係が当然1枚になりますと、先ほどの説明でもありましたように、3メートルの盛土以下、3メートルの高さのものが3段つくわけですから、土量は平面にすれば当然多くなります。それと、地形的なものを有効に使うという意味から、この工法で最終的に採用したものでございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）私は、現在情報公開、行政をガラス張りでやるということであって、なぜそれが、予定価格が公表できないのか。その趣旨をちょっとはっきりと明確に説明してください。

それと、2点目のあれですが、2点目のは、私は計画というものはそういうものじゃないと思います。1回公表して、土量が多かろうが少なかろうがそれは執行部が努力することであって、そうでしょう。3段に分けると1段にやったら、使用価値も物すごく違うんです。土量、例えば何万立米持ってきて、1枚にできるんじゃないら何万立米持ってくればええと。結局、あなた方が最終的に言うのは言い訳ですよ。最後の杉林は自然形態で残すやどうのこうの言うて。それは言い訳じゃないんですか。最初から上の公園をつくるときにでも自然形態で残すところがいっぱいあります。1枚にして、皆が十分使えるような、なぜ計画をしないんですか。

ほうやから、こうこうこう言うたこととすることが違うというのが、今私が言うのは言い訳なんです。土量が要ったら、土量を盛土やったら工事費が、単価が高うつくとか。やっぱりそういう物事の考え方があってこういうことを設計したんじゃないんですか。そこら、ちょっともう1回、明確にお願いします。はっきりと申しなさいよ、はっきりと。言い訳じゃなしと。こういうふうにするたらこういうふうにするたら、10分かかってもいいですから、きちっとわかりやすく説明してください。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）予定価格の公表についてでございますけど、本町におきましては、現在設計金額、あるいはその予定価格につきましても、入札執行後においても公表はしておりません。ただ、公表しておるのは事前に行います工事の箇所、名称、あと工期の点、それから入札参加資格の方等々について公表はしておりますけど、これを公表しないということについては、いわゆる高値落札等々も考えられるということも踏まえて、現段階では設計金額も公表しておりませんし、予定価格についても公表をしておりません。

○10番（崎本）公表せえへん理由よ。理由を言いんさい。3回しかわしらは質問できないのじゃけん。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）このご質問は以前にもいただきましたけど、予定価格をおっしゃるよにガラス張りの行政をやるべきじゃないかというご提案の趣旨でございますけど、我々がいわゆる敷札の公開につきましても、さっき課長が言いましたように、いろいろ

入札制度透明化したときに、そのメリットはあるかもしれませんが、相対的に高値で落札するというふうな報告を受けておりますので、町の方としては今までどおりの、従来どおりの方式でやらせていただいておりますということでご理解願いたいと思います。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）地形の話ですけれども、当初予算のときから3段切りにした図面をお出ししております。3段切りのものは、当初からそういう計画でおったわけですが、その中の説明の中で、平面にした方がいいのか、3段切り、あるいは2段切り、いろいろ考えたということでご説明を申し上げました。

先ほどちょっと説明にもありましたけれども、3メートル掛け3ですから9メートルですか、9メートルのようなごっつい構造物が必要になってまいります。それはかなりの圧迫感を加えるとか修景的にも違和感があるということで、この際、平面につくるという計画は、経済性、あるいは美観的なもの等も含めて施工性の話もあります。そこらを踏まえて現在のものになったということで、当初予算のときから3段切りで説明をさせていただきます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）今説明がありました、予定価格を公表したら、なぜ高値で落札するんですか。私はそこを明確にしてもらいたいんです。逆に安くなる場合もありますよ。ほうじゃから、町長、よう聞いときんさいよ、おたくらが勝手に判断するじゃなしに、時代の流れで皆公表していますよ。（「そうよ、公表しとるぞ、最近」と呼ぶ者あり）なぜ海田町だけ公表せんのですか。（「最近は公表しよるぞ」と呼ぶ者あり）情報公開で申し出があったら、公開、公表するのは当たり前のことじゃないんですか、今の時代。理由をつけて、なぜ公表したら高くいくんですか。反対に安くいく場合もあるでしょうが。なぜそこを高くなる、高くなるばかり言うんですか、じゃないんですか。

それから、説明は、この前の説明でも、公表したら今後の落札価格によって漏れる必要がある。漏れても関係ないでしょうが。漏れてもどうしても、それは個人が計算してやることであって、今、株でも何でもコンピュータに入れたらぱっと出ますよ。それを何%に抑えるかが会社のあれですよ。何が漏れても、これと同じ、ここじゃ出やへんでしょうが。それはそうでしょうが。下水なんかやったら、何メートルやったら1メートル単価を何ぼじゃて。皆、市も県も公表して、単価も出ておるでしょうが。おたくらが勝手に、自分らが業者にええことをしようかと思って公表せん、どうのこうのじゃない、

そうじゃないでしょうが。公表すりゃええじゃないですか。はっきり決まったわけじゃないんでしょ。

もう済んだことなら、情報公開で申し込みがあったら公表すればええことであって、それは罪も何にもなりませんよ。なぜそういう前進的な考えを持たんのですか。それを、皆、業者のレベルの向上を図るかわからんのじゃから、業者の参考になる資料じゃったら、なぜ公表して出さんのですか。ほうじゃから談合じゃ何じゃかんじゃいって言われるんでしょ。執行部から情報が漏れておるだ、どうのこうのいう。そういううわさでも何でも立つんじゃないんですか。公表しとったらそういうことが立ちやへんのでしょ。そこらどう思われますか。

それから、公園の今の埋め立て、計画は計画できちっとやったら、最初からそないなことを言いなさんなや。海田町、公園の工事の残土が出たらあそこへ埋めて高くするかもわからんというような考えもあったでしょ。私は、それだから言い訳をしなさんな、予算がなかったからこういうふうになりましたとか、現実を言いなさい、現実を。以上。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）公表の件につきましては、確かにおっしゃるところもあると思います。

私が先ほど言いましたのは、高値落札したというのは、こういった公開することによって本の方でそういう状況、公開した場合の落札結果の状況なんか載っておりました。80%ぐらいが高値落札しておるといふうなことで、町の方も情報公開の観点から見れば、当然今の時代に合ったような形で、それはやるのもやぶさかではないですけど、そういう動向を少し見ておこうというのが町のあれでした。

崎本議員さんがおっしゃるように、職員の、公開しないことによっていろんな弊害が出てくるということも確かにあります。県の方もそういうことで、この前福山で何か事件があって、それを起こさないように、再発防止のためにそういうふうな価格を公表するというのも考えておるようですので、町の方も前向きに考えていきたと思います。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）先ほどの比較の件ですけども、この件は、評価に当たっては、繰り返しになりますけども、利便性、景観、施工性、経済性、工期等を踏まえて評価した結果、現在のものになったもので、それも含めて当初予算のときに説明させていただいたつもりです。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）8番、西山です。資料の平面図で、赤く色分けがしてあるところが自然石積みの部分ではないかと私は理解しているんですけども、もしそうであるならば、石積みはどの高さほどされるんでしょうか。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）赤く塗っている部分は、L型、あるいは重力擁壁等が来る箇所、擁壁の箇所を示しております。例えば、下側の表示のところに半円形でかいてあって、L型擁壁というふうに書いてございます。ここの部分がL型を施していく。入り口付近に花壇を設けます。先ほど、ここにコクチナシ等を植える。その赤く塗っている外側の部分については、右の表示にあるように、あそこの部分は自然石を積んだ石積みとする。どちらかといいますと、道路からの進入路関係が重力式の擁壁がついてくると。高さは、L型についてはそのとおりですけども、重力擁壁、横の部分ですけども、1.7から1.4、ですから高さに応じて順々に、現場に応じて変わっていくという意味でございます。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）なぜ質問したかといいますと、現在死角をつくらないという基本の理念がございまして、ましてやこの駐車場の位置というのは、とにかく子どもたちの高さ以上のものになれば、そこは死角になっていくわけです。だから、質問したのはもちろん何か外野で花壇だ、花壇だ、説明しろとかいう問題が出ていましたけど、その石積みをした上にツツジを植え、また小木を何本、何かおっしゃっていましたが、とにかく今からは公園でも何でも死角をつくらないという原則があるわけです。その中にあって、石積みをし、その上にツツジを植えれば、もう完全に子どもたちは死角になってまいります。その辺を考慮した設計なのかどうか、その辺。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）自然石のところの部分ですが、どちらかといいますと、1メートル未満で、自然石があるところは若干低目になっておりまして、視界には妨げにならないような形になっております。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）じゃ、3歳、5歳の子どもたちの伸長は幾らかご存じですか。とにかく今はその視点から、どこからでも見えるという設計が必要になってきているわけです。この図面を見ていましたら、石積みをし、その上にツツジを置いたらもう1メートル以

上になります。完全になりますよ。そういうことを考慮した設計ではないと言っているんです。ですから、できるだけ、美観もあるかもしれませんが、一番、この位置もそうです。とにかくどこから見ても……。

(発言する者あり)

○8番(西山) いや、ですからツツジじゃなくて、本当に草花、もちろん手入れが大変かもしれませんが。石積みの高さもいかに視界にならないかという基準で考えるべきだと思うんですけど、その点、いかがですか。

○議長(河野) 都市整備課長。

○都市整備課長(朝倉) ちょっと図面が議員さん方には手元がないもので説明しにくいんですが、断面のところがないものですから、ただほとんど視距にはならないような格好にはなっております。それと、先ほど申し上げましたツツジは若干確かに大きくなります。コクチナシそのものは総合公園にもたくさん植わっていますが、そんなに大きくなるものではありません。ただし、議員ご指摘のように、できるだけ低い低木にさせていただきます。

(発言する者あり)

○議長(河野) 中岡君。

○17番(中岡) まず1点目は、標準断面図のこのL型擁壁が土の中にどれぐらい埋まってこの平面というか、駐車場ができるのかということがまず1点。

この図面で見ると限りでは、この深さといいますか、これが全然ばらばらなんです。ですから、これもどれぐらい土の中に入るのか。

それから、もう1点は、先ほど崎本議員が質問をいたしましたけれども、予定価格の公表ということなんですけれども、これは特に今回の場合は、談合情報ということである。いろいろ物議を醸しております。先ほど財政課長の話でも、調べたけれども、いわゆる確たる証拠はつかめなかったという報告がありまして、我々もそれを信用したいわけなんですけれども、予定価格が公表されないということになると、逆に疑惑を生む結果になる。ですから、本当にそういった談合情報のようなものもなかった。しかも入札も公平に行われたということがあれば、執行部が進んで予定価格を発表して、これは入札も終わって金額も出ているわけですから、そういうことをむしろ我々が質問する前に積極的に取り組むべきじゃないか。

特に、公文書公開条例の中で、非公開となっているのはいわゆる個人のプライバシー

の問題であって、この予定価格というのは個人のプライバシーでも何でもないわけです。公正に入札がされておるのであれば、何も高値入札であろうと低値入札であろうと、ここまで業者も発表して入札も終わっておるわけですから、むしろ疑惑を晴らすためにも予定価格を堂々と公表されるのはしかるべきじゃないかと思えますけれども、いかがでございませうか。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）どかぶりになる部分ですけども、約1メートル10センチ入る予定になっております。

（「3段とも」と呼ぶ者あり）

○都市整備課長（朝倉）若干の差はありますけども、構造基準によりまして若干変わっているんですけども、おおむね1メートル10センチでございませう。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）崎本議員、中岡議員のご指摘、ごもっともなところがございませう。我々として、今後どういう課題があるのかというのをちょっと整理させていただきますけれども、ただ公開できるように前向きに検討をしたいというように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）今の予定価格の問題は、当然警察とかそれから公正取引委員会には連絡はしてあるんでしょうね。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）警察及び公取には落札した結果として、いわゆる落札価格、落札業者については通知をしておりますけど、予定価格、あるいは設計金額については、それについて通知はしておりませう。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）それがおかしいんじゃないですか。公正取引委員会とか海田警察は、何の資料をもって調査されるんですか。そういった資料を積極的に提供できない理由というのは何があるんですか。

（発言する者あり）

○議長（河野）答弁はどうですか。助役。

○助役（松岡）現時点で公開していないという状況がございませうので、警察、公取の方へ

まだ通報していないということでございますが、今から公表について検討し、早急に警察、公取にもその旨を連絡したいというように思っております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）私は議員さんの考えをここで採決してもらって、これを採決する前に、予定価格というものを議員さんにみんな公表してもらいたいです。それから採決して、これが公平かどうか、はっきりと決めたいと思うんじやが、議員さんの意見を聞いてでもいいですわ。私は、この場ではっきりと明確に出してもろうて、これが正しいか正しくないか、これは談合情報で得られた分でありますので、ちょっとそれを、議長、諮ってもらえんでしょうか。議員の皆さんの意見を聞いて。休憩せいや。事務局が言うことはありはすまいが、議長の判断で。

○議長（河野）今の崎本君の発言に対して、動議として扱うかどうかということをお話をして話をしよる。

（「議員の皆さんに諮ってみいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）じゃ、休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 9時42分 休憩

午前10時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き、臨時会を開きます。

先ほどの崎本君からの予定価格の資料の動議が出されまして、成立をしております。本動議を議題として採決を行います。この採決は起立によって行いたいと思います。お諮りいたします。

この動議のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数でございます。着席してください。

（発言する者あり）

○議長（河野）多数は全員や。したがって、この動議は可決されました。ここで暫時休憩をいたします。再開は追って連絡をします。

~~~~~○~~~~~

午前10時05分 休憩

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

先ほどの資料の提出がされておりますのでご参照ください。質疑を続行いたします。

質疑はありませんか。原田君。

○11番（原田）11番、原田です。資料のことについてちょっとお尋ねします。

まず、平面図なんですけども、どうも職業柄どうしても見てしまうんですが、図面の縮尺、タイトル版の右側に、東西南北を示す方位とその下に縮尺が1対250とあるんです。これ、正しい縮尺に直していただくか、それか消してしまうか。

それと、もう2点目は、断面図、これも縮尺が欲しいんですが、ちょっとここ、技術的なことを聞きますけども、L型擁壁のいわゆるのり下部分、下の路面と接する部分に排水溝は設けないでいいという基準か何かあるんですか。私どもが開発をするときに、擁壁の上段にも排水溝を設けなさいという指示もあるんですけども、擁壁の下段、下側にもいわゆる直壁と言われましたけども、恐らく1対1.02の勾配があると思うんですが、その部分も含めて排水溝をつけるようにというような指示をいただくんですが、これにはない。一番低いところですね、一番下段のところ、全部換地でしょうけども、やっぱり下段かのり面の下、一番下に必要な気もするんですが、その2点、お伺いします。

○議長（河野）都市整備主幹。

○都市整備課主幹（奥田）お答えします。

まず、縮尺なんですけど、これは正規な図面を縮尺してコピーしているんですので、言われるとおりの縮尺が合っていません。今度から消すようにいたします。

それと排水溝なんですけど、下の段には設けておりません。それで、上に設けまして、駐車場の勾配を下の方にとりまして、自然に排水するような計画をしております。それで、擁壁の際に要るんじゃないかということなんですけど、一応上につけておりますから、流量的にはそう大きな流量ではないんで、それと駐車場、ちょっとでも平面面積を増やそうということでこういう計画をしております。以上です。

○議長（河野）原田君。

○11番（原田）公が工事されるのに、設計されるときには擁壁の下段はつけなくていいよというような基準があるのか。民間がやる開発についてはよく言われるんですよ、のり下につけなさいというようなことを。今面積のことをおっしゃったけども、蓋掛けの

水路にすればそれは面積の確保はできるでしょうけども、その辺のテクニックの問題。

それと指導の問題を私は特に問いたいです。官がやるときはよくて、民がやるときにはそういう指導がよく出てくるときがあるので、その辺の基準があるのかどうかということです。

○議長（河野）都市整備主幹。

○都市整備課主幹（奥田）擁壁の下段に排水溝が要るかどうかということなんですが、ちょっと把握はしていないんですが、つけなくてはいけないという基準はないと判断しております。以上です。

○議長（河野）ほかにございませんか。住吉君。

○13番（住吉）町長、大分お疲れのようですが、しっかり聞いてください。この問題は、もう1カ月ぐらい前に議会に上げられてもいいようなことなんですが、要は談合の問題なんですね。工事の具体的な細かいことも大切ですが、談合のあったことについて、今後どのようにしていくかということが大切だろうと思うんです。

先般9月8日の全員協議会で、私は町長にただしました。我が町ではたびたび談合情報が、事件が起こっておるけれども、こういうことは町としては大変恥ずかしいことだと。これは町長の毅然たる態度、工事入札における毅然たる態度、姿勢がしっかりできていないからそうじゃないかというふうな趣旨のことを説明いたしましたが、その際の答弁は、町長の態度、姿勢そのものが毅然たる姿勢でなかったし、うやむやの答弁であったと思うんです。もう1回、お尋ねいたします。

談合は工事の価格をつり上げるんです。結論として、税金のむだ遣いであるというふうに私は思いますが、町長はこの点に対する認識、あるいは考え方、どのようにお考えかということをも1点と、もう一つは、今後この談合を防止するために具体的にどういう政策をとられるかと。これが非常に大切じゃろうと思うんじゃ、今日は、2点目。

3点目は、今資料をいただきましたけれども、この2点につきまして、当初予算は何ぼであったか、ちょっと今資料が私らもないのでわからんのですが、2点について当初予算の額をお知らせください。以上。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）談合事件につきましては、やはり町長の姿勢にも起因すると、こういうことであろうと思います。確かに町長みずから、また全職員が毅然たる態度でおれば、やはりそういうふうな甘い考えも業者には出てこないということもあろうかと思っております。

れども、これはただそれだけでは、じゃ完全に解消できるかという、これは難しい話ではございますけれども、いずれにしても我々もこういう問題は、やはり引続いて起きることについては相当覚悟し、調査にしても相当厳密に厳しくやる。業者に対してもやはりそういう面の、ある面の心の緊張を持たす、不正はできんぞという気持ちを持たすことを、これは重要であろうと思いますし、そのことには当然町長みずから先頭に立ってそういう姿勢でなければいけないと、こういうふうに思うわけでございますし、これから特に、これまでのことがないように最大の努力をすることが責務であろうと、こういうふうに思います。

それから、やはり談合は高値を引き出すと。確かに話し合いでやれば、価格に近いところでお互いに落とそうとするのが業者であろうかと思いますが、そういうようなことが絶対に許されてはならないと。やはりこれはすべて町民の税金であると、国民の税金であると、こういうことから、そういうことのすきのないような我々は常に心構え、姿勢を持つ必要があるかと、こういうふうに思っております。これからも十分留意をしながら頑張ってやっていきたいと思っております。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）当初予算額のご質問ですけども、当初予算額は8,000万でございます。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）2点目の、今後どのようにしていくかということでございますけれども、やはり先般の全員協議会でもお話がございましたように、現在は、談合情報が入った場合、指名委員会でいろいろと対応しているという状況がございます。これにつきまして、全員協でご指摘いただいたように、いわゆる外部の人を入れるなり、あるいは別の人で構成する調査委員会等を設けて対応するというを現在検討をしておるところでございます。いずれにしても今後またいろんな対応策がないか、談合マニュアルをどういう点を改正していくべきかということも含めて、総合的に検討をしていきたいというように考えております。

○議長（河野）ほかにございませぬか。住吉君。

○13番（住吉）町長の毅然たる態度でやりなさいということは、他町ではそういう談合情報の入ったような業者は1回指名から外して、別の業者をもって入札するんだというふうな態度をこの前要求したんですが、今の町長の答弁では当たり前のことで、先頭に

立ってやるとか談合は絶対許されないというふうな答弁じゃったんです。ひとつも、私は町長としてどういう態度で臨むんだというふうなことがあらわれていないと思うんです。これもうやむやなんです。町長の態度そのものが毅然としていないというように私は思います。そこらをもう1回、お願いします。具体的な面とあわせて、委員会を設けて何とかと言っておられたけど、今助役は、具体的にどうするんかと、委員会なんかを設けるのは当たり前のことなんです。

それで、この前も全協のときに答弁されましたけれども、我々では能力の限界があって、町の執行部では、談合は見定められないんだということははっきりおっしゃっておる。そうかといって、警察とか公取あたりも早くは連絡くれないというときにどういう処置をするかということが大切なんです。それをうやむやにして、今回またこれやってしまうということは、私は気に食わないのです。やっぱりしゃっと結論を出して、今後はこういうことをやるから絶対に談合は起こさないんだというふうなことをやらないと、いつまでたっても同じことを繰り返すと思いますよ。特に海田町の場合は何回ですか。

この談合につきましては、そういう状況で見定めがつかないと。調査しても検査をしてもなかなか結論は出ないという状況ですから、町長におなりになってからいろんな談合があったかもわからん。あったかもわからないんですよ。それらをトータルすると相当な町に損失を与えておる。税金のむだ遣いをしておるといふふうに私は判断する。我々素人が判断しても、これは談合じゃないかなというようなことが続いていますよ、20年間。だから、細部を言えと言われれば言ってもいいんですが、今日はやめておきます。本当なんです。だれが見ても談合じゃないかというのが続いているんだから。それを黙認し、許してきたということは町長に責任があると思う。今のようなことがあるので、談合すれば工事価格が当然つり上がるんですよ。だから、それを積み重ねていけば相当な金額になるということをおっしゃるんです。

ですから、やっぱりここでしっかりした態度を示してください。先頭に立ってやったり、談合は違法だからけしからんというのは当たり前で、私が町長であっても言いますよ。町長でのうても言うんだから。だから、そこらを町長の姿勢が大切だということをおっしゃるんで、何遍お聞きしてもそういう態度はない。うやむやうやむやするからいつまでたってもこれを繰り返す。しつこいようですが、もう1回、それをお願いします。

それから、3番目の、今の当初予算が8,000万で予定価格を9,000万に上げりゃ1,000

万プラスしておられるんですが、この理由を具体的にお示してください。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）当初予算が8,000万で負担の方が9,000万ということで、1,000万増えているじゃないかというご質問なんですけれども、当初予算のときの図面を見るとわかるんですけども、切った2段の擁壁をつくって、一番下の舗装だけをかけて供用するという計画にしておりました。そのときの説明にもございましたけれども、用地交渉は昨年からやっております、1名の方の用地交渉が難航しそうだ。つまりその部分を外しておりましたので、金額がその分だけ低くなっております。最終的に1名なんですけれども、1名の方が予想以上に早く交渉が成立いたしまして、既に現在は海田町の所有権に移っておりますけれども、早く買えた。用地費そのものは当初の段階で買っておりましたので、そのとおりでございます。

予算書の方を見ていただくとわかるんですが、総額で工事費関係が2億9,120万円ございました。その中には工事がたくさんあるんですけれども、その入札残をそのまま流用させていただきました。その結果、このようになったものでございます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）談合問題でございますけれども、今のようなやはり町長の姿勢では、これは談合事件も阻止できないんじゃないかというご心配をおかけしておるようでございます。ただ、この談合というのが事件としてあるなら、これは当然に成り立つなら全部かえることもやぶさかではございません。当然またかえにゃならんと思っておりますけれども、ただそういう情報だけで、どんどんどんどん全部その情報の中であった業者を取りかえていくということになると、これは事実がどうであるやらわからん中で業者を全部かえていくということは、これは大変なことだろうと思うわけなんです、だから我々とすれば、やはりこの談合情報が事実であるかどうかというような最大限に調査をしていく必要もあるかと思っております。

おっしゃるようなほんま談合で、もううわさを立てられたようならどんどんかえていけど、もう指名から落とせと、こういうふうにできるのが一番これは我々も楽でございますし、楽なと言ったら語弊があるんですが、ただそういうことでこの談合事件は片づくかどうか。場合によれば、この談合も必ずしも事実でない談合情報もあるかもわかりませんし、そこらを、これまでも十分調査も、そして関係官庁へも連絡をとりながらやるわけでございますけれども、いっそこれは厳しくやる。もう海田町ではうっかり

そんなものはできることはないぞというふうなぐらいの厳しい取り扱いをしていかないといかんとおもいますけれども、ただ情報で業者を全部取りかえろということについて、町長とて、今、じゃもう次から情報があったのは全部業者を取りかえをしますと、入れかえをしていきますと、こういうことがまたどうかなと、こういうふうな心配もいたすわけですが、ご心配をいただいていることは重々わかりますので、これまで以上に最善を尽くして、そのようなことのないように努力してまいりたいと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。住吉君。

○13番（住吉）今の町長の答弁、どうも納得できんです。判断できることがいっぱいあるんじゃない、素人でも。何年間も同じようなことが続いて、同じような業者が落札しているというふうなことはずっと続いておるところもあるんです。そういうものを判断すれば、私でもこれは談合じゃないかなというふうに思うわけです。そういうものをきっぱり判断、難しいから、あるいは業者も厳しいからというふうなことでなしに、町長そのもののそういうことに対する姿勢が大切じゃということ言うておるんです。だから、そういうことはしっかりやっていただきたい。具体的に施策はないかと言ったら、委員会を設けてというて助役が答えられたんで、それ以上のものはないんですか。あわせて、もう1回、答弁してください。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）今指名委員会とは別に調査委員会を設けて、談合情報があった場合、調査委員会等を設けて対応するという点については、これにつきましては前回の全員協議会で議員さんの方からご提案がございました。これについては早急に、どういう委員会を設けるかということについて現在も検討しておるところでございます。これについては具体的にやっていきたいと。それとあわせて、我が方は今談合情報があった場合の対応マニュアルをつくっておりますけれども、ここで具体的にどういうものを取り組んでいけばスムーズな形で談合の事実が確認できるかどうか等について、どういう対応ができるかを具体的に今から検討をさせていただいて、談合マニュアル自体も変えていきたいというように思っております。

また、いいご提案がございましたら、お知らせいただければ我々も検討してまいりますので、よろしくをお願いします。

○議長（河野）ほかにございませんか。齋木君。

○6番（齋木）ちょっと席を外したから申し訳ない質問になるかもわからんが、談合情報、

入札が入って、今日現在まで何日経過しておるかというんです。そして、今日の答弁も本当にうだこだで、研究します、私は、広島市は物すごいたたき合いじゃ、これ。これは漏れ聞くと、わしは直接町長さんと約束した。談合情報が入ったら業者を入れかえると。何十社指名しておるんだから、多い過ぎるんだ、これは。何ぼでも入れかえられる、これは。

入れかえというのではないんですが、何日たって、今日らの臨時議会には当然新しい、今後入札は、建設省とかあるいは近隣の町村とか県と聞いて、こういう方法でやりますぐらいは、町長さん、言われてもええよ、うだりこだりうだりこだり。

それが、19年間それで通ったのかもわかりませんが、そんなもんじゃないと思う、助役さん。研究しています、委員会じゃ、画期的なものを、当然常勤で大月給を取りつつ、建設部長、おまえのところ、いっぱいおるで、財政課でも。手分けして飛んでいけばええよ、県下じゃろうが東京じゃろうが。これが海田町の町政、よう通ったことじゃと思う、私は。今日までに確固たる案をこの臨時議会に示すのがあんたらの任務じゃろう、大月給を取ってから、皆。石を投げりゃだれかに当たると言われよるで、町民から。ひとつも執行体制が、定数条例がああじゃ言うて、過去人数が多い過ぎるんじゃないかと言うても、いや、定数条例がある、まだちいと少のうなっただんですと言う。ぐたぐた答弁じゃない、皆。

そういう姿勢が、私は何を今日の臨時会はしよったかと。きちっと答弁、仕方がないが、今後はこうしますというものがない。断りぐらい言いんさいや、あんたら。町長、もう一遍、答弁。その次、助役じゃ。ぐだらぐだら、県から来て、何のために県から来たんだ。全県下の情報を集中してやればええじゃないか。議長、そういう点をもう1回質問して、答弁願いたい。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）8日を終わって何をしておったかということで、まだ対応を考えていないというご指摘でございます。

これにつきましては、対応が遅いということに関しましては、私自身もおわびを申し上げないといけないというふうに思いますけれども、ただ先ほども言いましたように、談合情報が入った場合に、調査委員会を設けて対応するとかいうもの、あるいは現時点でいろいろ検討しておりますが、一般競争入札であるとか電子入札、あるいは指名競争入札の技術情報型とか公募型とかいろいろありますけれども、現在それをいろいろメリ

ット、デメリット、検討しております。現時点では、それぞれメリット、デメリットがあるので、これを採用するというにはなっておりませんが、いずれにせよこういうものについて研究を続けていって、適正な入札が図れるように努力をしてみたいと思います。ただ、対応が遅かったという点については、お断りをしないといけなかなというように思っております。おわびを申し上げます。

○議長（河野） 斎木君。

○6番（斎木） そういうふうにある程度謙虚な助役さんのお言葉で一定の理解はするわけですが、調査委員会というても外部から入るじゃない、内部の者が、役場の職員の皆さんが何ぼぐだぐだぐだ言うてもどうしようもないんじゃないですか。自分たちが指名して、自分たちが決めて、これが調査委員会じゃあまり効果がないということをお私に思うわけですか。そこらを良として、助役さん、わかるんじゃないが、もっと画期的なことで今度検討すると。期日はいつごろまでに対応してみると。議会なり、また全員協議会があると思うんですが、その期日を明記してもらいたい。以上、議長さん。

○議長（河野） 助役。

○助役（松岡） 調査委員会を外部の人という話がございました。当然我々も外部の人も入っていただいてという考えでございます。それでいつまでに結論を出すのかということでございますが、これにつきましては、早々に結論を出していきたいというように思っております。

○議長（河野） 斎木君。

○6番（斎木） いつも言うんですよ、早々にということは不特定多数の言葉です。明日言うても時間があるし、一番これが禁句なんです、早々にとかよくある。だから、私は少々違うでもいいから、1カ月以内とかあるいは2カ月か3カ月かというぐらいの期限を切ったご答弁を助役さんにいただきたい。以上です。

○議長（河野） 助役。

○助役（松岡） 1カ月以内には決定をしてみたいというように思っております。

○議長（河野） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第38号議案につ

いて採決を行います。お諮りいたします。

第38号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) この際、日程第4、第39号議案、日程第6、第41号議案までについて一括議題といたします。なお、採決については1議題ごとに採決を行います。それでは、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加藤) 工事請負契約の締結についての第39号から第41号議案までを一括してご提案申し上げます。

日の出町地内において施工する第39号議案、(仮称)海田町福祉センター新築工事、第40号議案、(仮称)海田町福祉センター新築機械設備工事、第41号議案、(仮称)海田町福祉センター新築電気設備工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくご審議願います。

○議長(河野) 財政課長。

○財政課長(内田) それでは、第39号議案から第41号議案までの工事請負契約の内容につきまして、一括してご説明いたします。

まず、39号議案でございますが、工事名は(仮称)海田町福祉センター新築工事でございます。工事場所は海田町日の出町地内。請負金額は8億6,100万円でございます。請負者は、フジタ・溝手建設(仮称)海田町福祉センター新設工事共同企業体、代表者、株式会社フジタ広島支店、取締役支店長、澤田武義でございます。それと構成員、溝手建設株式会社、代表取締役、藤平茂でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成17年3月10日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料3の方をご参照お願いいたします。

続きまして、第40号議案の工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、(仮称)海田町福祉センター新築機械設備工事でございます。工事場所は海田町日の出町地内、請負金額は1億8,690万円でございます。請負者は、東洋熱工業株式会社中国支店、支店長、佐藤龍夫でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成17年3月10日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料5の方をご参照お願いいたします。

続きまして、第41号議案の工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、(仮称)海田町福祉センター新築電気設備工事でございます。工事場所は海田町日の出町地内、請負金額は1億5,330万円でございます。請負者は株式会社長沼電業社、取締役社長、長沼毅でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から、平成17年3月10日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料7の方をご参照お願いいたします。

次に、工事内容につきましては担当課の方よりご説明をいたします。

○議長(河野)建設課長。

○建設課長(児玉) それでは、(仮称)海田町福祉センター新築工事の工事概要について説明させていただきます。お手元の資料番号4番をお願いいたします。

1 ページ目をお開きください。これは完成予想図でございます。町道4号線の正面、玄関斜め前から描いた完成予想図です。

続いて、2 ページをお願いいたします。新築場所を示す位置図と建物の概要表です。工事場所は海田町日の出町1073番地の1ほか2筆です。用途地域は第1種住居地域です。敷地面積は2,100.49平米、建築面積は1,357.45平米、延べ床面積は5,117.89平米です。各階の床面積は、地下1階が1,812.52、1階が1,316.94、2階が748.45、3階が1,239.98でございます。構造は鉄筋コンクリートづくり、一部鉄骨構造で、地下1階、地上3階でございます。

次に、3 ページをお願いいたします。これは、福祉センターの配置図でございます。図面左側にメイン道路の町道4号線、エントランス広場を通り正面玄関に進みます。また、施設中央に交流広場を設け、日の出公園との一体的利用を図れるようにいたします。図面右側の町道223号線からは、日の出公園福祉センターともに利用が可能となり、利便性が高まると思います。

次に、4 ページをお願いいたします。これは、地下1階の平面図でございます。施設の主な内容と形態は、身障者用車両2台を含む49台が駐車できる駐車場と消火ポンプ室、雨水散水用ポンプ室、水道用設備機械室を配置しております。この建物の基礎でございますが、基礎は場所打ちコンクリートぐいとなっております。工法はアースドリル工法で、くい径1,200から800ミリ、くい長平均20メートル、くい本数55本を予定しております。

次に、5 ページをお願いいたします。これは1階の平面図でございます。1階は交流

ゾーンとしての位置づけを行っております。高齢者の各種相談や老人クラブに対する援助事業及び多世代が交流できる場として提供いたします。図面左側の正面玄関よりホールに入りまして、左側に事務室、防災センター、エレベーター、便所を配置しております。廊下を進み、ボランティア活動室、会議室、約300人収容の多目的ホールを配置しております。なお、各室名の下に括弧書きで数字が示してありますが、これは各部屋の面積を示しております。事務室は、施設の管理運営と各種情報を提供する場として整備いたします。内部仕上げといたしまして、床はタイルカーペット、壁はビニールクロス、天井はロックウール吸音板となっております。

次に、相談室は、高齢者の健康管理を図るための相談を実施する場として整備いたします。相談室の仕上げにつきましては事務室と同様です。

次に、ボランティア活動室は、地域ボランティア活動の拠点としての利用を予定しております。ボランティア活動室の仕上げにつきましては、床はビニールシート、壁はビニールクロス、天井はロックウール吸音板となっております。

次に、会議室は、高齢者の教養講座及び各種団体、グループの研修会や会議などに利用する場として整備をいたします。会議室の仕上げにつきましてはボランティア活動室と同様です。

次に、多目的ホールは、講演会やコンサートなど、教養の向上やレクリエーション活動の実践の場としての利用を予定しております。多目的ホールの仕上げにつきましては、床はビニールシート、壁は有孔不燃化粧板、天井はロックウール化粧吸音板となっております。なお、交流広場へは、ホール及びロビーから出入りできるよう配慮しております。

次に、6ページ目をお願いいたします。これは2階の平面図でございます。2階は、活動ゾーンとしての位置づけを行っております。この階は、教養講座などの開設や趣味、その他レクリエーション活動や福祉に関する活動のための場として提供いたします。木工室、陶芸室、調理室、音楽室は、高齢者の生きがい活動の拠点として、創作活動の実践と指導を行う場として整備いたします。木工室、陶芸室の内部仕上げにつきましては、床はビニールシート、壁は合成樹脂ペイント仕上げ、天井はロックウール化粧板です。調理室につきましては、床はビニールシート、壁はビニールクロス、天井はフレキシブル板エナメル塗りです。音楽室につきましては、床はタイルカーペット、壁は有孔不燃化粧板、天井はロックウール化粧板です。

次に、趣味室は、手芸、水彩画、編物などのサークル活動及び写真、絵画などの展示ギャラリーとしての利用を予定しています。趣味室の仕上げにつきましては、床はビニールシート、壁は合成樹脂ペイント仕上げ、天井はロックウール化粧吸音板です。

次に、7ページをお願いいたします。これは3階の平面図でございます。3階は、健康ゾーンとしての位置づけを行っております。この階は、健康を保ち、触れ合いを深める事業、活動のための場として提供いたします。和室は休息や囲碁、将棋などのサークル活動の利用に考えております。和室の仕上げにつきましては、床は畳敷き、壁はクロス、天井は和風クロスです。浴室は憩いとコミュニケーションの場として考えております。浴室は磁器質のタイル張りです。

トレーニングルームは、軽運動や機能回復訓練を行う場として整備を行います。トレーニングルームの仕上げにつきましては、床はビニール床シート、壁はアクリル樹脂系塗装、天井はロックウール化粧吸音板です。健康増進プールは25メートル、3コースで、水泳や水中ウォーキングなどの幅広い利用ができるプールとして整備いたします。プールは、ステンレススチール製全面溶接構造のプールで、プールのサイズは25メートル掛け7メートル、プールの水深は1.2メートルです。

次に、8ページ目をお願いいたします。これは屋上平面図でございます。プールの屋上には、光を取り入れるトップライトを設置しており、一部は換気用として開閉できます。

次に、9ページをお願いいたします。これは立面図でございます。仕上げにつきましては、凡例で、右側に表で示しておりますが、A1の外壁でございますが、外装タイル張り、磁器質タイルとなっております。A2の外装でございますが、外装タイル張り、特殊面状の磁器質タイルとなっております。A3の外壁でございますが、外装タイル張り、二丁がけの磁器質タイルとなっております。Bの外壁でございますが、コンクリートの打ちっ放し仕上げの上、フッ素樹脂クリア塗装となっております。Cの外壁でございますが、正面玄関のアルミ製ガラスカーテンウォールとなっております。Dの外壁でございますが、交流広場などの目隠しとして、アルミ製のルーバーとなっております。Eの外壁でございますが、設備スペースなどの目隠しとして、アルミ製のガラリーを設置しております。Fの記号のアルミ製笠木は、屋上のアスファルト防水のおさまりをよくするため設置しております。Gの記号のトップライトは、プールの換気、明かり取りとして設置しております。

次に、10ページをお願いいたします。これは断面図でございます。右下側に各断面を示した箇所図をキープランとして示しております。この建物の高さでございますが、高さ制限いっぱいの10メートルでございます。建物の1階の床の高さであるF Lは、町道4号線の道路高さG Lから30センチ上がりとなります。なお、工事の安全には十分注意し、また付近住民の方々には、工事内容の周知徹底を図り施工してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、（仮称）海田町福祉センター新築機械設備工事の工事概要について説明させていただきます。お手元の資料番号6番をお願いいたします。

1ページをお開きください。空調・換気設備については、環境に優しく、地球の温暖化防止につながる氷蓄熱ビル用マルチエアコンを設置いたします。空調する部屋には、熱エネルギーを回収しながら、同時に給排気を行うことのできる全熱交換型空調換気扇を設置し、換気を行います。プール内のプールサイドには床暖房を、採暖コーナーにはパネルラジエーターを設置し、冬期においてもプールが快適に使えるよう配慮しております。氷蓄熱ビル用マルチエアコンと全熱交換型空調換気扇は、1階事務室に集中コントローラーを設置し、快適な空調環境と省エネを図ってまいります。

地下駐車場には、火災時の煙の拡散防止用に排煙設備を設け、煙を外部に排出いたします。給水設備は、水道本管から直圧給水方式により、各階、必要箇所に給水いたします。暖房、給湯設備につきましては、一部加圧給水方式により供給いたします。給湯設備の飲料用給湯は、1階、3階に設置されたミニキッチン内臓の電気湯沸かし器によって給湯いたします。浴室、シャワー室、脱衣室の洗面器などについては、屋外に設置された給湯用ガスだき温水器と地下に設置された貯湯槽により、中央式給湯によって給湯いたします。

排水設備につきましては、屋内においては、汚水系、雑排水系の分流方式、屋外においては合流方式として、既設の取り付け管へ接続し、下水管本管へ放流いたします。雨水の排水は、雨水升を経由し、敷地の東西にある管渠に放流いたします。なお、雨水排水の一部は地下雨水貯留槽に導入し、塩素滅菌処理をした後、屋外の散水などに利用いたします。

次に、2ページをお開きください。衛生器具設備は、節水対策と清潔感を目的に、自動水洗付洗面器や自動感知洗浄方式の小便器を設置いたします。また、1階の多目的便所には、オストメイト対応として、自動洗浄の洋風便器や汚物流し、洗面器などを設置

し、給湯設備も設置いたします。2階、3階の身障者便所や一般便所においても身障者、高齢者に配慮し、手すりなどを設けた小便器や洋風便器を設置いたします。

ガス設備は、ガス本管より新規引き込みとし、屋外に設置した給湯用温水器やプール昇温の暖房用温水器に供給いたします。消火設備としては、この建物は消防法による防火対象建物、集会所と福祉施設の複合用建物に該当いたします。よって、消防法に基づく消火設備や消火器を歩行距離20メートルに1カ所、全館にスプリンクラー設備、地下駐車場に泡消火器設備を設置することとしております。プールろ過設備は、健康増進を目的としたプールであり、年間を通じ幅広い利用を図るため、ガスだき温水器による温水プールとして、全自動ろ過器と自動塩素系管理システムを設置することにより、快適なプールの水質を維持いたします。

次に、3ページ目をお開きください。地下駐車場の機械換気の平面図でございます。

次に、4ページから6ページにかけて、1階、2階、3階屋上の各空調設備の平面図を掲載しておりますのでご参照ください。

次に、海田町福祉センター新築電気設備工事の工事概要についてご説明いたします。お手元の資料番号8番をお願いいたします。

1ページをお開きください。照明設備の照明器具につきましては、施設全体のイメージに調和し、使用目的に適したデザインと機能を持ち、高効率インバーター内蔵の照明器具の使用など、省エネルギーを十分考慮した器具を使用いたします。また、便所などには人感センサーを設置し、不要時の消灯を行い、省エネ化を図ってまいります。誘導灯につきましては、消防法施行令に基づき、避難口誘導灯、通路誘導灯を設置いたします。非常照明は、建築基準法施行令の規定により、廊下など避難経路などに電池内臓型非常照明器具を設置いたします。

受変電設備といたしましては、屋上に単相150キロVA、三相の150キロVA、100キロVA、非常電源設備として10キロVAのキュービクルを設置いたします。自家発電設備につきましては、屋上にパッケージ型自家発電設備を設置いたします。屋内の情報通信網設備につきましては、LANの構築をあらかじめ予想し、配管を行っております。構内交換設備につきましては、電話用の外線回路として最大20回線分の外線に対応できる交換機の設置を予定しております。時計設備につきましては、1階防災センターに親時計を設置し、各部屋に子時計を設置いたします。放送設備につきましては、消防法の規定に基づき、非常放送設備、業務用放送を兼用する設備を設置いたします。

各階の多目的便所、身障者用便所、及び浴室、シャワー室に緊急ブザーを設置し、1階事務室に表示装置を設置いたします。テレビ共聴設備につきましては、屋上にアンテナを設置し、各室に直列ユニットを設け、テレビの受信を行います。監視カメラ設備につきましては、防犯、安全確認のため、各階の通路及び屋外などに12台の監視カメラを設置し、1階事務室モニターで監視できるよう設備を設置いたします。駐車場管制システムにつきましては、地下駐車場の入退出を監視制御するため、ゲートを初めとする管制設備を設置いたします。また、将来的には、料金の精算も可能なシステムとなっております。

防犯システムにつきましては、機械警備システム導入のための基礎的な配管を行います。火災報知設備につきましては、消防法施行令の規定に基づき、感知機を初めとする自動火災報知設備を設置いたします。中央監視システムにつきましては、簡易型監視装置を設置し、空調及び照明の集中制御及び各種警報表示を行います。エレベーター設備につきましては、利用者の利便性及びバリアフリーの観点からも地下から3階に至る各階にエレベーターを設置いたします。

次に、2ページをお願いいたします。構内配電線路設備につきましては、敷地北側に引き込み柱を建柱し、電力及び通信線の引き込みを行います。敷地内の配線は原則地中埋設管路方式としております。構内通信線路設備につきましても、地中管路埋設方式としております。

次に、3ページから6ページに地下1階、1階、2階、3階の照明設備に関する平面図を掲載しておりますのでご参照してください。なお、(仮称)海田町福祉センター建築工事関係の図書につきましては、ページ数が膨大となりますので、今議会には主要図面を抜粋して提出しております。全図面につきましては議会事務局にございますので、ご参照していただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長(河野) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。崎本君。

○10番(崎本) 第1点目に、もう時間がないけん早う言うんじゃがのう、今長々と説明されましたが、今までひまわりプラザとかふるさと館とかいろいろあった場合、全員協議会か何かですよね、全体的な説明、今の電気工事とか何とか、全体的な説明がありました。この工事に対して十何億という膨大な予算、14億か何ぼぐらいの膨大な予算が

ありますが、この工事に関しては、最後まで一括してまともな説明がなっておらないです。ここらをひとつどういう考えか、そのいきさつを詳しくお願いいたします。

それから、もう1点は、いうのが、いろいろな前段階でああしたがええ、こうしたがええというような中の説明で、議員さんからの要望があったら、いや、駐車場が少のうなるじゃ、駐車場が確保できんじゃ、いろいろな言い訳ばかりで、できたら駐車場、問題が少ないじゃないですか。建物は広うなって駐車場は少のうなっているんじゃないですか、台数は。そこらが、今までの経過と、説明と反比例しているんです。そこらをきちっと、はっきり今のようなきちとした図面ができて、入札する前に今のような説明があつて当たり前なことじゃないんですか。逆のことをやっておるんじゃから文句を言うんです。いいですか。それ、全般的だけ。

それと、もう一つちょっと聞いてみますが、今の福祉センターで、わしは今さっきから気になっておるんじゃが、その執行部の方に主査か何かいうて見えん顔がおるんですが、あれはどなたかちょっと説明をお願いします。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）都市整備課主幹でございます。県からお越しいただいております。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）右側が建設課の係長の石田でございます。その隣が市からの出向の建築係の主査でございます。柴田と申します。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）これまでの議会に対しての説明が不足しているのではないかと、こういう観点からのご質問でございます。

この建設にかかわりましては、これまでも図面をお出しをし、また実施設計時点でも、いろいろ予算時期についても図面をお出しし、説明も申し上げております。それから、全協においてもいろいろ説明をして、ご提案を受けながら説明を十分させていただいておるつもりでございます。これまでの経過はともあれ、私どもは何回かこういう建物、あるいは建設について、何点かをこれまでも経験をして建設に当たってまいりましたけれども、自分の経験としては、今回のこの海田町福祉センターについて、議員の皆様方のご意見なりご説明なりを十分申し上げて、ご意見も受けたというふうに考えております。

（発言する者あり）

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）これにつきましても、我々は今までの経験に従って説明をさせていただきます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）そこらが言い訳じゃと、違うというて言うんでしょうが。はっきり私が言うことに対して明確に、簡単に答弁しなさいや。今までの説明がなかった、全然このたびでも、入札の前にはっきりとこういう電気工事はこうです、これはこうですというて説明がなけりゃいけんでしょうが。それがありましたか、入札の前に、全員協議会か何かで。まだそのときにはぶらぶらぶらぶらして、いいですか、よく聞きなさいよ。

住吉さんの質問でもそうでしょうが。どうやって深さを調整するかというたら、72万円要るんじゃ、何人が何ぼじゃ言うて、答弁でそういう答弁をされておるんでしょうが。計画性がないんですよ。計画があったら、この前答弁があったように、部分的に十何万円か何ぼじゃから別に負担はかかりませんか、なぜ最初からそういう説明をされんですか。そういうことができんのじゃから二転、三転としてこういう図面ができておるんでしょうが。

なぜ入札執行前にきちっと今みたいに説明されんですか。こうこうこういう図面がきちっとできましたから、いついつ入札執行をしますがという説明が何でないんですか。これだけは何でないんですか。ひまわりプラザとか今まで建てたふるさと館とか、あったでしょうが、ずっと。ふるさと館かひまわりプラザでは、まだ計画的に模型まで出してみせてくれたんじゃないんですか、下の1階のフロアに。そういう親切味がほとんどないでしょう、行け行けどんどんで。そこらの考えをどうかということを知っておるんです。はっきりと答弁しなさいよ。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）自分の経験則に従えば、これまで電気設備、機械設備等については、これは契約認定のときに一緒にお出しをして説明をしているというふうな経験則に従っております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）あんたが今言うように、あんたが主人公じゃないんじやからのう。議会の議決が要るんじやから、なぜ納得いくように説明せんのか、そこを言ひよるんよ。あんたが主人公であんたがやるんじやったら、あんた、勝手にせいや。あんたが主人公じ

やないんじゃから。町民の主人公で、町民の血税を使ってやるんじゃから、あんたが言うとおりにならへんのじゃけん。そこら、何を考えておるのか、今の物の言い方は。

あんたの考え方が、あんたが中心に回っておるような考え方しよるからいけんのよ。そうやからいろんな投書が来るんよ。そこらをちょっと反省しなさいということのをわしは言うとするんよ。もうちょっと謙虚な気持ちで答弁しなさいよ、どうかいのう、町長。こういう職員を連れておるけんのう、いいですか、議員の皆さんのところへいろいろ投書が来るんよ。もっと謙虚な気持ちでやりなさいよ。私は以上です。町長、どう思うか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）担当部長の答弁がご理解いただけないような、あるいはまた順序が違うというようなことでのおしかりでございますけれども、我々としてもそのようなことがないように十分留意をしていかならんわけでございますけれども、このことでこうしておしかりを受けるということは大変残念なことでございますけれども、今後十分気をつけますので、ひとつご理解いただきたいと思ひます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。工事総額のことについて、私はどうも納得できないのでお尋ねをするんですが、今回福祉センターの新築工事ということで、当初の計画では16億1,800万円、19カ月の工事の予定でありました。そのうち4億円は広島市が負担をするという、私は説明を聞いております。

ところが、平成15年度の予算では9億4,780万円、この予算で工事請負費が6億八千五百何がし、土地購入して2億2,300万円ということで、今回提案をされておる総額が12億330万、後ほど機械と電気が一緒に上程されておるからいいんだと思ひますが、それに設計委託料など含めると12億2,955万というのがありますが、全体の工事の中で、15年度で実施する工事の総額、16年度でどれだけするのか、あるいは15年度で全部これが総額なのか、それをお尋ねするわけです。

それから、もう一つは設計変更した理由。私が心配するのは、議会が決めた温水プール、これは教育委員会が担当する温水プールですが、その温水プールと今提案をされておる温水プールを議会対策としてこれを提案される、変更したのかどうか、これをお尋ねするんです。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）まず、工事費のことでございますけれども、工事費につきましては、

当初予算で16億1,800万でございます。これのうち本年度予算額としましては約6億8,100万、それと来年度以降の執行でございますが、債務負担行為として残りの9億3,600万を予算措置しております。そして、工事契約につきましては、先ほどおっしゃられましたような一括しての入札を行って、そう決めて契約をしたわけでございますが、本年度の執行額の予定でございますけれども、当初予算額6億8,100万でございますが、これに対しまして本年度見込みは、約15%の出来高の見込みを立てておりますので、2億6,869万円の執行となろうと思います。これの財務上、予算上の整理につきましては、また12月の議会等で整理をさせていただければというふうに考えております。

次に、2点目の設計変更の理由でございますが、これはご承知のように、これまで何度か全員協議会を開いてまいりました。そういった全員協議会を開いた中で、皆様方の方からプールについて、いわゆる福祉センタープールに一般でも利用できるような企画に変更する方がいいんじゃないかというようなご要望が参りました。そうした中で、皆様方のご要望を踏まえながら設計変更いたしましたという経緯でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）予算のことで再度お尋ねするんですが、全体で16億1,800万の予算、これは間違いありません。その中で、現在起債も含めて12億幾らということと、今までの設計委託料で12億約3,000万あるわけですが、それを当初の15年度の予算で9億約5,000万あるんですが、それと起債で今回賄っているという内容ですか。それをお尋ねするんです。

○議長（河野）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（青木）先ほど申しましたように、総額で16億1,800万円、これで本年度執行予定額として約6億8,100万組んで、残りについては債務負担行為をしたという先ほどご説明しました。これに対して、本年度6億8,100万を支払い額として計上しておりますが、これの財源としましては、このうち75%、5億1,090万、これがいわゆる起債でございます。それと一般財源が1億7,036万4,000円ですが、これが一般財源という持ち出しでございます。

ちなみに、今回の入札結果によりましてから、起債の借入額が総額で3億1,200万余り、それと一般財源の持ち出しとしましては1億400万余り、これだけ減額になっております。以上でございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）来年度、たとえ合併をしたら、広島市が負担をする総額、当初の計画の中では4億円というのを私は聞いておりますが、それも確約をしておるとか次の議員が選出されたら、それで見守って執行するという答弁をいただいておりますが、実際広島市が来年度に繰り越すそういう支払いの問題について中身はどうか、お尋ねするんです。

もう一つは、やっぱり温水プールの建設で、これは民生部に尋ねてもしようがないと思うんですが、温水プールの建設、議会で議決をしたわけです。それを、実際その趣旨が生かされていない。広島市と交渉したら全くだめだということで、今回20メートルを25メートル、あるいは1メートルを20センチ深さを調整をして提案をされておるんですが、私は非常に議会軽視でもあるし、その努力がなされていない。これに何か便乗して、実際それを計画したものを提案されておるんですが、私はよくよく考えると、やっぱりリハビリを中心とするそういう福祉センターにスポーツを愛好する温水プールを兼ねてすること自体、私は何かむだ遣い、使用目的に違和感を感じるんです。その辺については、民生部は答弁できないと思うんですが、そこを町長含め答弁を願いたいというように思います。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）いわゆる16年度の執行額と思いますが、これは先ほども申しましたように、総額が12億100万余りになっております。それで、先ほど今年度の執行額を申しました。その残りといましては、約9億3,200万余りあります。これに伴う財源としましては、起債が6億9,900万、一般財源が2億3,300万になると思います。そのうちの財源につきましては海田町から持っていくと、準備をしておるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）温水プールの関係でございます。

まず、この福祉センターの温水プールを一般にも利用しようということで変更してきたのは、たしか3月議会にご意見をいただいて5月か6月だったろうと思います。そのころにこういう形で行かせてくださいというお願いをしたところでございます。そうして、その後議会の温水プールの建設決議を受けまして、我々も議会の後押しを受けて努力したところでございますが、広島市の意思を変えることができなかったという結果に

なっております。そして、こういう形になったということでございます。決して議会を軽視したということではございません。なお、使用目的について、一般の方と高齢者の方、身体障害者の方、それぞれ運用については分けてやることになろうと思っておりますので、その辺は違和感はないものであるというように考えております。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）8番、西山です。4点、質問いたします。

まず、資料4の5ページですけども、この建物には階段室が1、2、3とありますが、3の階段室の使用目的はまず何でしょう。

2番目の質問は、2の階段室の件ですけども、10ページ、断面図では2の階段室の断面図に記入がないんですけども、これはなぜこの断面図に階段室2の記入はないのでしょうか。

質問3ですけども、次に機械整備の1ページですが、今回の空調は、1階事務室に集中コントローラーを設置し運転制御を行うとありますが、この弊害は、ちょっとたくさん各室の温度差もあつたりして、ちょっと私が知っている限りの集中制御は時代に適應していないんじゃないかという気がするんですけど、この詳しい説明をお願いいたします。それと、その下のこの空調整備の氷蓄熱ビル用マルチエアコンのメリットとして、安い夜間電力を使い、契約電力も少なくなるので、電気料金が節約できるとありますが、どれだけ今から電気料金は要るかわからないんですけど、この夜間熱を利用しなかったら100%が70%に落ちるとか、一般的でいいんですけど、節約できるパーセンテージがわかれば示してください。

○議長（河野）建設課主査。

○建設課主査（柴田）お答えいたします。

1点目の3の階段の用途についてですけど、これは建築基準法で二方向避難の義務づけがありまして、この階段がないと二方向がとれないという形になりますので、設置させていただいております。

2番目のご質問の、2の階段の記入なんですけど、これはたまたまこの断面図に切った場所がないということで、記入をされていない。

3番目の空調の入り切りの話なんですけど、これは各室に一応リモコンがついておりまして、各室でも入り切りができる、温度調節ができるようになっております。

あと、4番目の氷蓄熱の話なんですけど、これにつきましては、深夜電力というのは約

通常の電気代の3分の1の電気量になりまして、この施設で試算しますと、月に約10万ほどの節約になるという試算になっております。以上です。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）1点目の3の階段室の使用目的は、じゃ、非常階段ということで、平時は閉鎖をされている階段でしょうか。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）先ほど申しましたように、二方向への避難路として確保しますの  
で、平時につきましても施錠は解いておくという状況で置いておきます。以上です。

○議長（河野）ほかにございませんか。住吉君。

○13番（住吉）先般の本会議で時間切れになりまして、このことを勝負がついておりま  
せんので簡単に質問いたします。

プール下部、すなわち2階ですね。あそこの天井高がプールの下が3.25メートルある  
と。それで、上下に、天井の材料とか下の床の材料とか引けば3メートルはあるなとい  
うふうに思うんですが、その中で、さっき聞き漏らしたんか十分な説明がなかったか、  
プールの下の使用目的をひとつお願いします。

そして、この前課長が、そのものは努力でもってやることは不可能ですということで、  
ばんと結論を出したけれども、納得できないのでコンサルにちょっと相談してみました。  
そしたら大きなものでなきゃできると、70センチあれば。10センチかそこらプラスすれ  
ばできるというふうな回答をもらっております。

そこで、課長に聞くんだけど、7枚のプレートでやるんだと。最初、さっき、崎本議  
員からありましたが、七十何枚と言いよったのが7枚になったと。これの幅及び長さは  
何ぼなんか。そして、その7枚のところはプールのどの位置に当たるんかということ。  
まず、それを答弁してください。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）プール下部の2階室の使用目的というか使用ですけど、配管関係とプ  
ールの機械関係、設備関係、それとはり構造のはりが入っております。それで、プール  
の下にいわゆる人的というか、そういうものの部屋としてはありません。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）2点目の、プールフロアの件でございますが、まず規格から申し  
ますと、長さが2メートルで幅が1メートルでございます。今回考えておりますプール

コースの幅でございますが、これは2メートルというふうに予定しておりまして、その2メートルの幅におさまるような形でございます。

それと7枚というお話でございますが、これは福山市がすこやかセンターというところに、いわゆる福祉目的のプールを設置しております。これが大体使っておるのは7枚から9枚。一般的に常時使っておるのは7枚というお話をしたと思います。そうした中で、どういうふうな使い方かと申しますと、いわゆる20メートルプールの中に一部高さを高くかさ上げして、そこに例えば1枚当たり大体七、八人ぐらい乗れるというふうにおっしゃっておられました。そうした中で、それを7枚ぐらい引いて、いわゆる身障の方の安全対策としてお使いになっておるといような状況でございます。

(発言する者あり)

○高齢福祉課長（青木）プールの場所でございますが、それはいわゆる安全面を配慮いたしまして、プールの例えば1コースとかそういったところの隅の方へ設置、1コース部分へ設置しておるといところでございます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）まず、天井高はそうだし、3メートルぐらいあると。下は機械室とか何かいうんですが、今のようなプレートを上下稼働させるための機械は置けないんだというふうな結論を出しておられるけど、これはわからないじゃないですか。幅2メートルの7メートルの長さのところだけ1メートルにするんでしょう、今の課長の話からすれば。これは、さっき佐中議員が質問されたことと全く同感だと思うんです。2メートルに7メートルだけをお年寄りのリハビリとか何かに使うんじゃないら、最初からもうごく一部をそれに使って、あとは水泳用に使うんだというふうな考えになる。ごまかしとやらせんかと思うんです、これは。

本来の目的は全面1メートルにして、リハビリに使う予定をつくったんでしょう。それを泳ぐために1メートル20にしなきゃいかんと。そしたら、全部の床版を上げて出すのには、5人や6人おったら2時間以上かかるというふうに私が言うから、ごまかして今度はたった2メートルに7メートルの間だけ隅の方につくると。どういうことになっておるか。ごまかしじゃないですか、それ。もとに戻ってよく考えて答弁せんと、私が質問するたびに変わっておるんだよ。私が質問するたびに変わっておる、あなたの答弁は。ごまかしじゃだめなんだ。うそばかり言うのとということになるよ。

それで、2メートル掛けの7メートルぐらいの板じゃたら、作動のための機械は大き

なものが要らんのですよ、コンサルに言わせれば。全面じゃったら大きなもんが要るんじゃ。たったそれだけのものを上げ下げするのはわずかな機械でできるんですよ、そんな力はなくても、水の中だから。そこらから、頭から不可能だというふうなことをこの間おっしゃったんですが、よう調べて、よう勉強して答えてほしいと思うんだけど、その点、2メートル掛け7メートルという答弁をしたけれども、これは当初の目的から全然逸しておるということについて答弁。

それから、そんな小さなものじゃったら、機械は大きなものが要らんのです。70もあればできる。そこら、しっかりよう勉強して答弁。ごまかすな。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）決してごまかすつもりはございません。まず最初に、全協のときにお話しいただいたときに、いわゆる現在3コース、これは2メートル幅でございますが、これの25メートルコースで、もし全部これを敷き詰めますと、大体七十数枚必要であると。ただし、福山市の実際の使用例、利用例で申しますと大体7枚から9枚をこういうふうにお使いになっておるといようなご説明を申し上げました。

実際に、1コース分を上げますと、これは25枚、今のサイズでありますと25枚敷くこととなります。実際に、例えば広島市内にあるいわゆるプール教室なんかをのぞいてみますと、そういう1コースに25枚敷かれて、小さいお子さんの教室、そしてあとの残りのコースでは大人の方が泳いでおるといような実態を見てまいりました。これから、どういうふうな使い方、詳細については詰めてまいりますが、以前からお話しただいておりますように、いわゆる各世代、小さいお子様から大人の方までがご利用なさると、そういうことを視野に入れてプール規格も変更しました。

そうした中で、やはりそういった土日用というお話でした。そうしたときには、やはり1コース分はそういうふうなすべて敷いて、あとの2コース、3コースは大人の方が泳げる、いわゆる多目的で同時間帯に利用できると、そういったものを考えていく必要もあろうかと思えます。ただ、その枚数について、あるいは敷き方についてはやはり今後もっともっと詰めていく必要があろうかというふうに理解をしております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「いや、まだ機械で操作することはできないのか」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）プールの可動床のことだろうと思うんですが、10ページ目をちょっと

お聞きしたいんですが、10ページ目に断面として、プール下部と書いてあります。これは、いわゆる今の約二百何トンのプールの重量を支えるために、下に相当長尺、14メートル70だったと思うんですが、それだけの長尺もののはりが通ってまいります。そのはりの断面が1メートル600ございます。それで、今プール下部の断面として1メートル800しかございません、床版も含めて全部で。その中で、今1メートル600のはりが通っている中で、プールの可動床をすれば、今1メートル200のプール水深をしまうに当たって、最低でも400から500の可動床をしまうスペースが要ります。

そういうふうに考えたときに、物理的にもうこの断面においては、この構造においてはできないということになります。もしやるとすれば、今言ったように、多目的ホールの天井を下げるとか、地下構造物の方に影響を与えるような構造で全部下げてくるということしかやる方法ができないということを考えております。今で言うこの中では難しいということですよ。

○議長（河野）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（青木）ただいまの可動床の件でございますが、一部そのできないかということでございますが、これは当然技術的には可能でございますが、先ほど建設課長が申しましたように、水深1.2メートルの下にそれを、可動床を格納するスペースが30から40センチ要ります。そして、一部高くすることになりますと、その固定床と一部上げる部分の間、ここに滑り込み防止板をつけなくては安全対策と言えませんので、滑り込み防止板をつける必要がございます。これは折り畳み式でございますが、これで、なおかつまたこの滑り込み板を設置することによってから、深さを深くしなくちゃならないようになります。先ほど格納として三、四十センチとご答弁申し上げましたけども、さらに深くなって、これをやった場合には約70センチほどの格納する深さが必要になってくるということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）あなたらはそれでごまかして何とか通そうとするんじゃないけど、2メートル掛けの7メートルの区域だけですよ、隅の方の。これは可能性はある。不可能じゃというのがおかしいんじゃない。私はあると。わしに設計させればやるぞ。

それで、もう一つは、課長、大きな答弁をしていない。途中で変更したんなら変更したということを知らせていないんだよ、議会には。2メートル掛けの7メートルだけをリハビリに使うんだというようなことはだれにも知らせていないでしょう。この前、私

が全協で聞いたら、2メートル7枚だということだけ答えておるんです。

本当は全面を1メートルの深さでつくって、高齢者のために使う予定じゃったんじゃ。それを水泳のプールにせいというから1メートル20にしたんじゃけども、あわせて、並行して使うんだと。しかも今の7メートルの長さだけ歩いて、あとはほとんど落ちるんじゃね。それ、どうするんじゃ、さくを設けるんか、水の中へ。そこらが全然終始一貫していないんだ、あなた、頭から。それはどういうふうに考えておるんか。最初の答弁から変更したということは1回も言うていないんですよ。7枚にしますと言うたから、7枚で何かなと思うとっただけ。非常にあなたら不親切なんじゃ。できることをでけんと言うて、もう不可能ですというような答弁をするし、不可能ということはないんだ、こんなものは。もう1回、答弁。不可能ということはいわさんぞ、できるんだ。

○議長（河野） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木） 私のちょっと答弁の仕方で不都合があるようでしたらお許しいただきたいと思います。先ほど申しましたように、全協でのご質問、先ほどの繰り返しになるかもわかりませんが、もし全面に敷くとしたならば七十数枚が必要であってから、先ほど申しましたように、福山の例でいけば7枚から9枚をお使いいただいております。そのいわゆる上げる時間等については苦にならないというご答弁をさせていただいたと思います。

そうした中で、海田町がどのように使っていくかという問題でございますけども、先ほど申しましたように、いわゆる実際の利用する形態がございます。その実態に合わせてやる必要があるかと思っております。そういう中では、今の段階で、じゃ、10枚敷きますよ、20枚敷きますよ、全面敷きますよということは非常に難しいというふうに考えておりました、その実態に応じて敷くと。その1コース分であるならば25枚と、2コース分であるならば50枚、全面敷けばそういった七十数枚のものが必要であるということはお理解いただけたと思いますが、実際のその運用については、これから詰めていく必要がありますし、実際にその場でどういった形で使うかということに合わせて、その枚数というものは当然変わってこようかというふうに理解をしております。

○議長（河野） 住吉君。

○13番（住吉） 今の課長は、私が聞いておるのは、当初の説明から全然あなたは変更なかった、7枚にしたというのは言うたよ。そのごく一部が7枚なんじゃろう、ほいでも。本当は簡単にいきますと言うて、福山の方へ行って見てきました、どこかへ行って見て

きましたと言うけども、最初はそうじゃなかったんだ、堂々と胸を張って七十何枚で、全面を1メートルに上げるんだ、あるいは1メートル20に下げるんだと。その際、全部を動かすんだという答弁をしておいて、今度は途中で変えたときに一切そういうことは説明がないんだよ、議会に対しては。7枚にしますという説明はあっただけ。

そこらのところを課長として、執行部として、しっかり議会に説明する必要があるということを言うんだ。今さら言うてもしょうがないかもわからん。7枚でも、電気で稼働してもどうしてもしょうがないからそれは認めるけど、その分は。だけど、今のような答弁をするんじやったら私は認められんと。議会を軽視しておるといふか、本当無視しておる。一切我々に対して親切な説明がなしに、勝手に自分らが決めて、勝手に進めていっておるということです。認められません。終わり。答弁せんでもええ。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）12番、前田ですが、今る質問が出ておるわけですが、全く執行部の答弁は私も聞いていいかげんなことじゃろうと思うんです。まず、今の下に敷く板について、当初七十何枚が7枚になったと。ほんじゃ、目的は当初3コース20メートル、これだけをリハビリに利用しようということで当初計画をやっておるわけです。それを7枚分だけ使うということになると、当初の目的をなすのかどうかというのは、いかにしていいかげんな答弁をしておるか。

課長に至っては、梁丈が1メートル600ある、下を機械室にする、パイプスペースにする。どうやって出入りするんですか、あなた。そんなことできるんですか、技術的に。壁の横へ外からはしごをかけて、穴をあけておくんですか。町長、皆さんがいいかげんな答弁をしておるんですよ。さっきから出ておるんですよ、議員をばかにしておるんか、議会軽視しておるんか。そのとおりなんですよ。

じやったら最初から7枚分のプールというのか、その分のスペースを計算すればええんですよ。ほんで7枚分にして、その遊泳のときはちっちゃい子どもはこっちへ、泳ぐときはええんです。リハビリの人がそこから滑ったらどうするんですか。そういう安全面というのも、これも全然考慮しておらん。いかにしてその場を逃れようかと、これだけのことしか考えておらんのですよ。もっと責任を持った答弁が要るんじゃないかと思うんです。

それで、課長、先ほど来出ておるが、40センチが70センチになった、今度は、高齢福祉課長。建設課長は40センチ。そんなことはどうでもいいんだよ。空間の高さとしては

約1,600あるわけだよね。700に変わろうと400に変わろうとできるんです、1,600あるんだから。そこで、梁間がここでいくと中2本通っておる、3本か。そうすると、ちょっと知恵を使えばできると思うし、もっと簡単なことを言うと、これは実際できるかどうか私にはわかりませんが、全体1枚の鉄板を敷いて、その下に風船を入れておいて、圧搾空気を送ったら全体が一度に浮くじゃないですか。どこかでバルブでエアーを抜けば、鉄板の厚みですからせいぜい10ミリかそこらのもの。その気になればできるんです。

先ほど来、いかにその場を逃れようか、こういう考えでしかもって答弁しておらんということです。今、二、三点長々言いましたけど、そこら、再度、高さのことはどうでもいい、可動式はどうでもいい。まず、そういう7枚で落ちたらどうするんか、当初の目的は何だったんかと、少なくともこの2点でいい。

○議長（河野）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（青木）当初の目的、いわゆる20メートル3コース、水深1メートル、このときの目的でございますが、福祉施設であるという趣旨から言ひまして、いわゆる福祉目的で、水中ウォーキング等を主体とした健康増進福祉目的でご利用いただく施設というふうに説明をしておりました。

それと、2点目ですけども、7枚というのはいわゆる1つの大きさが2メートルと幅が1メートルでございます。高さが40センチのものでございますが、これを7枚詰めて落ちたらどうするんかという転落防止のことであろうかと思いますが、この枚数については先ほど申しましたように、その必要に応じて敷くというお話を申し上げましたけども、問題はその転落防止については、当然これは前から申し上げておりますように、いわゆる監視員等がつきます。

また、身障の方がお使いになる場合は、身障の方だけが使うとか、あるいはそういったことはございませんので、当然この安全対策については、サポートする側において十分気をつけてやる必要があるかというふうに理解をしております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。第39号議案について討論があれば許します。前田君、賛成ですか、反対ですか。反対、はい、どうぞ。

○12番（前田）12番、前田ですが、今の39号議案について反対の討論を行います。

先ほど来、言うておりますように、執行部の答弁、その都度変わっておる、全協での

説明、その他もろもろにおいて。そこで38号議案とも含めていろいろな質問が出ておりますが、その辺は省略しまして、談合情報以来、十分な説明がされないまま今日に至っております。また、さきの議会で決議のあった温水プール、これの計画は何も議会に知らされず、無視されたままになっております。どういうふうにするのか連絡がありません。

今また高齢福祉課長の説明にもありましたが、リハビリプール、こういうのと遊泳プールが本当に併用できるのかどうなのか。衛生面等諸問題があると考えます。設計にしてもプール下の下位部分といいますか、非常にこの部分がむだになっておる。建設課長によりますと、機械配管スペースになりますというようないいかげんな説明になっております。全くでたらめというほかないと思います。

それから、このプールが3階につくる目的として、太陽熱、日光浴と、こういうようなことがあるんじゃないか、そのためにここに設計されたと考えますが、単に太陽光が要するというだけなら、近代科学の粋であります光ファイバー等々いろいろ考えることができると思います。

また、老人施設ということだけで考えるとすれば、たかね荘、エバーグリーンホーム、あるいは安芸福祉学校、さらには医師会、そういうのはいろいろ、またさきの議会でも、山本整形においてそういう福祉施設をつくるということで膨大な補助を出しております。少子・高齢化時代の中にあって、高齢化率は確かに上がるであろうと思いますが、絶対数はどのようになるのか。ここらの検討も十分されておるのかどうか。

設計当初の再検討をし、議会と十分再度話し合っただけで定めるべきであると考えます。当初予算に対しても4億円という巨額を残しており、いいかげんな設計計画であろうかと思っております。よって、本案に対し、議員各位の反対の同意を求めて討論を終わります。

○議長（河野）賛成討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第39号議案を起立採決により行います。お諮りいたします。

第39号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって、第39号議案は原案のとおりこれを決します。

次に、第40号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第40号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおりこれを決します。

第41号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第41号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。派遣の内容はお手元に配付しておるとおりでございます。本件については、海田町議会会議規則第111条第1項の規定により、議会の議決で決定するものです。お諮りいたします。

議員派遣については原案のとおり派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は原案のとおり派遣することと決します。

以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成15年第8回海田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞さんでございました。

午後12時07分 閉会